

平成22年第5回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成22年 8月 6日 開会

平成22年 8月 6日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第5回臨時会会議録目次

第 1 号 (8月6日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○同意第1号の上程、説明、採決	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○閉会の宣告	27
○署名議員	28

平成22年東吾妻町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

平成22年8月6日(金)午後1時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第4 議案第1号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大凶広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	高橋義晴君
教育長	高橋啓一君	総務課長	高橋春彦君
企画課長	武藤賢一君	保健福祉課長	先場宏君

町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君
産業課長	轟馨君	建設課長	渡辺三司君
上下水道課長	佐藤喜知雄君	事業課長	蜂須賀正君
教育課長	角田輝明君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労様です。

夏真っ盛りとなり、毎日厳しい暑さが続いております。

ここに平成22年第5回臨時会が招集されましたところ、公私共にご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の平成22年第5回臨時会には、東吾妻町固定資産評価員の選任について及び工事請負契約の締結についての2件が付されております。

十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成22年第5回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

8月に入り、猛暑とも言える日々が続いております。

議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

ここで、お詫びを申し上げなければならないことがございます。皆様も新聞、報道等でご承知と思いますが、去る、4月24日、保健福祉課職員が、酒気帯び運転で逮捕されるという事態が生じました。町職員として、のみならず人としてしてはならないことと、改めて肝に命じております。即日、職員には綱紀粛正について強く申しつけました。今後の処分につきましても、厳正に対処する所存でございますので、よろしく願いをいたします。

さて、本日の臨時会では東吾妻町固定資産評価員の選任についての同意、及び東吾妻町原町小学校体育館新築工事の工事請負契約の締結についての、議決をお願いするものでありま

す。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますけれども、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。開会のあいさついたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時03分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、3番、金澤敏議員、4番、青柳はるみ議員、5番、須崎幸一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(一場明夫君) 日程第3、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置し、議会の同意を得て選任することとなっており、税務会計課長の職にあるものを選任したいと考えております。

7月1日の人事異動により、加辺光一を税務会計課長といたしましたので、ご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、ご同意いただければ、早速、固定資産評価員に選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(一場明夫君) 本件につきましては人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。したがって、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

原町小学校体育館新築工事の工事請負契約につきましては、条件付き一般競争入札を行った結果、契約の相手方は、吾妻郡東吾妻町大字原町160、池原工業株式会社、代表取締役、池原純で、契約金額は2億8,875万円でございます。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） それでは、説明させていただきます。

お手元に資料といたしまして、図面が3枚ほどありますが、1枚目が外観透視図、2枚目が配置図、3枚目が平面図となっております。2枚目の配置図をごらんいただきたいと思います。建設予定場所でございますが、斜線部分でございます、校舎の北側で、給食調理場との間となっております。1階の床面積は1136.37平方メートル、2階は点検通路等で57.78平方メートルでございます。3枚目の平面図をごらんください。図面左側が渡り廊下でございます、校舎1階、2階とつながっております。また、アリーナ左側にステージと器具庫、右側にトイレ、更衣室及び器具庫となっております。なお、玄関は図面左上の半円形部分でございます。1枚目の外観透視図をごらんください。体育館の外観につきましては、校舎とほぼ同じ配色となっております。なお、構造は鉄骨造り地上2階建てで、工期は平成23年1月31日を予定しております。

以上簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。質疑を行います。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） ただいま、契約についての概略の説明を伺いました。しかし、この契約に至った具体的なというか、どのくらいの会社が参入されたか、あるいは金額等、これについて説明を願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長

○教育課長（角田輝明君） 条件付一般競争入札でございます、7月30日に入札を行っております。参加した業者数につきましては、6社でございます。金額につきましては、2億7500万円、税抜きであります、で落札におよんでおります。

以上です。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 2億8,800万の下は、差し支えなければ、金額を願います。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） すみません。今日、資料を持ってきていませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 2番手の金額が出ないということで、資料の用意をとということで。

16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 大至急、表示願います。

○議長（一場明夫君） それでは、2番以下の数字を確認してまいりますので、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

（午後 1時13分）

○議長（一場明夫君） 再会いたします。

（午後 1時20分）

○議長（一場明夫君） それでは、先ほどの資料をこれよりお配りいたしますので、それをごらんの上、続けて質疑をお願いいたします。

菅谷議員におかれましては、この資料で先ほどの質問の答えになるのだと思いますが、よろしいでしょうか。

○16番（菅谷光重君） はい、結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全然、別個の問題ですけれども、図面が出ています。これは教育委員会でも執行部、町長部局、執行部でいいのですけれども、精査をして、もちろん出てきたんでしょうね。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） この図面につきましては、計画設計図書の切り抜きというもののようですか、一部としてつくってあるものでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは、分かってるんですよ。つくったって書いてあるんだから。だから、教育委員会なり、町長なり、執行部。この図面を精査して、細かく精査をして議会に諮っているんですねと聞いているんですよ。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 教育委員会等にもかけまして、入札を行っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは、1回だけですか。教育委員会でやったんですね。事務当局は全く目を通してないんですね。その辺のところを詳細に説明してください。大事なことです。採決にするに對して大事なことなんです。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。答弁お願いいたします。静かにしてください。今答弁してますから。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 教育委員会でもしてますし、町にも決裁を受けておりますので、しているということになると思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 決裁を受けて、ここにくるというのは、当たり前のことでしょう。それを聞いてるんじゃないんですよ。課長、教育長、町長、副町長、教育課。そこで全体でこれの図面に対して、こうだ、ああだと詳細な打ち合わせをして出してきたかということと言

っているんです。今の段階では、全くやっていないということじゃないですか。そうですね。

時間の無駄だから、進行させます。

○議長（一場明夫君） はい。続けて進行してください。

○15番（加部 浩君） すみません。こういうことだから、ここまで言って即答ができないことは、全くやってこない。これはあの設計会社、高橋設計事務所が持ってきたものを全く、教育長も課長も、町長も副町長も、丸投げきたものをただ、判こをつけて決裁をしたとしか言えません。全然、町長、副町長、課長、教育長はみんなかわったから別ですけども、前、今ちょっと長くてすみません。岩島のプールをつくる時も同じようなことを言っているんですよ、私が。多分、ここにいる課長さん何人かの人は覚えているかもしれません。私が本当に言いたかったのは、精査をして、岩島の体育館をつくったときに、ちょっとこうしてもらえればよかった、ああしてもらえればよかった、ということがあるんですよ3点ばかり。私が聞いてるだけで3点ばかりあるんですよ。そういうものが活かされてないじゃないですか、全く。それでいいんですか。角田課長、自分の家をつくる時に設計事務所からきたものを、そっくり、ああそれをつくってくださいと言いますか。どうですか。その後段の質問に教えてください。後段の質問に教えてください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） この図面ができたときに、あと、学校等と協議を、使いやすさ等についての協議等は行っております。

○15番（加部 浩君） すみません。質問にうつります。教育課長は自分の家を建てるに、設計屋さんが持ってきたものを、全然見ないで、はいそれではお願いしますと言えますかと、私は言っているのですよ。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 細かいところは、うんと細かいところは見られないかもしれませんが、間取りとかそういうのを見て私も家をつくっております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全く同じことでしょう。そういうことをやっていないということでしょう。課長、もっと認識を新たにしっかり持ってもらうなきゃ困りますよ。教育課長というものは教育のものを預かっているのですよ。それが、持ってきたものを全く何もしないで、ただマニュアル通り回議をして、それを通してめくら判をもらって議会に出すと、課長聞いて

ているのか。もっとまじめにやってよ。こっちは、本気で言ってるんだよ。まじめさがないよ、あなた、こちゃこちゃ。質問しているのに、失礼でしょう。何かコメント頼むよ。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 申しわけありませんでした。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だから課長、それと同じなのですよ。課長。全然認識が甘いんですよ。教育関係のものを預かっていると思う、その認識がないんです。だから、岩島の体育館が建ったときに、ここをこうすればよかった、ああすればよかった、新しいものだからあれですけれども、あるんですよ。それを、よく精査をして、今なら直せるところは細かいところは直せると思うんですよ。そんなに、金はかからないで。そうすることによって、使いいものができるんじゃないですか。生徒にも使いい、安全ないいものができるんじゃないですか。全く、生きてないじゃないですか。

これを言っても、とてもとて、1回や2回の注意じゃ聞くようなものじゃないと思いますので。町長、今の実態をどう思っているか、町長にお伺いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 関係資料を持ってこなかったということは、これは職員怠慢の一語に尽きるわけでございます。また、こういうことは、今後そういうことのないよう各自、議会に当たるときはですね、あらゆることまで想定をして考えて準備をしてくると、そういうことが必要だというふうに考えております。

また、設計書類についてでございますけれども、教育委員会の定めるものに照らし合わせてこの設計図書が適当であるというふうに判断をされて納入されたというふうに思っているわけでございます。それについて、はっきりと答えができなかったということは、まことに申しわけない状況でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。ほかにもございますか。

5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 資料提出をいただいて、今見させてもらっているのですけれども。これは、事前予定価格公表ということで、2億8,000万円というものが明示された中で、6社の中から2億7,500万ということで、500万円の差という中で6社入っているということで。

今までも、ずっと見てきたんですが、この条件付き一般競争入札の中で、事前公表予定価格を出している中、これはどうしても高どまりで落札というようなことが見受けられるんですけども、この辺につきましてははですね今後、町長にお聞きしたいのですが、改善等する考えがあるかどうかお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問のことにつきましては、ほかの地域、またほかの工種等につきましても同じような傾向が見られるというふうなことでございます。これにつきまして、また部内です、他地域の状況等も勘案して検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ぜひですね、検討していただいて、事前に公表した予定価格というふうな問題については、多分、官製談合の問題があるので、その防止策としてこういったものが採用になったのではないかなというふうに、私は理解しておるんですけども、どうしても今まで見てますと高どまりの部分がありますので、町の財政状況を考えたときには、その辺は再検討していただければいいかなというふうに思います。それから、蛇足になりますけれども、6社がそれぞれ500万円以内の中に入っているというのは、非常に私なりには不自然というふうに思っておるんですけども、町長その辺についてどのように考えられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、最近のこういった業者、入札業者は高度な技術をもって、また積算状況もかなり優秀なものを持っている会社だというふうに思っております。そういう点でこのように、接近した額になってくるのかということも考えられます。そこら辺のことをはっきり私どもが、はっきりと断定できるようなことはちょっとない状況でございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） それと、もう一点なんですけども、この入札参加資格の中で、第4条の中で、第4条の6ですか、対象工事ごとに町長が定める区域内に本店または営業所等有していることと、というふうなことがあるんですけども、今回、6社が条件付き一般競争入札に参加ということなんですけども、その辺の区域内等の説明ございませんでしたけども、

その辺の説明、担当課長の方かな。どちらでも結構なんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 参加資格でございますけれども、特に点数と地域が問題になると思うのですが、総合評価値については700点以上、地域につきましては、吾妻郡内に本店を有すること、ということで行っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 今、地域については吾妻郡内に本店を有すること、ということは今私が最初に質問したところの町長が定める区域内のという、こういう意味でよろしいわけですよ。それに基づいた中で、吾妻郡内に本店を有するものという解釈でいいですね。それでは、ちょっとお聞きしたいのですけれども、原町小学校以前にですね、新築工事のときも条件付き一般競争入札ということでやられたと思うのですけれども、そのときは違った範囲だったんですけれども、その辺の違いというのは何かあるんですか。私が思うには恐らく、金額的な問題とかそういうもので差をつけているか、何かあるものかなと思うのですけど、その辺、わかりましたら教えていただきたいんですけれども。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 金額等を勘案して入札審査会等で条件等を検討し、このような結果になっているということでございます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 金額等勘案して、入札審査会で決定したということですが、そうすればその、入札審査会で金額を例えば5億円以上、3億円以下とかそういうふうな形で何か明文化したものが入札審査会の要綱の中にあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 要綱の中には、明記されてはおりません。金額について、いくらまでがこういった条件、これ以上ここまでがこういった条件というまでは、しっかりした明記はございません。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） もし、明記されていないとすれば、金額でというようなお決めなんですけれども、住民の皆さんに説明責任を果たす意味からいうと、もう少し明確なものを今後

につきましてはですね、きちんともし金額で決めるのであれば、決めていただければいいかなというふうに思いますので、その辺をよろしく願いいたします。それからですね、多分入札の公告をしたと思うんですが、これ入札するときにはですね、その中で今回のですね入札に際して、最低制限価格制度、または低入札ですか、調査制度等のものをいれてあるのか、その辺のことをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 最低制限価格は設けてありません。低価格入札制度については該当になってます。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ぜひですね、できれば最低制限価格制度等を採用していただいて、金額が大きくなるとやはりいろいろな部分で間違いとかあったときのこともありますので、安全弁的なものもあると思いますから、これからの検討課題じゃないんですけどもぜひ、大きな金額のときには、そういった制度を入れていただければというふうに、私は考えておりますので、その辺町長一言、私の考えについて意見をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の件につきましてはですね、またよく各地の状況等を調査しました上、判断していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） いろいろ質問してきたのですが、この条件付一般競争入札の実施要綱というのが町のほうでつくられてですね、入札に際してはやられてると思いますけども、いろいろな部分で見直しする部分もでてきているのではないかなというふうに思いますので、執行部におかれましては、その辺をですね再検討しながら、またレベルアップをした透明性のある入札執行をできますようお願いして、質疑にかえさせていただきます。

終わります。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 準備してきなかった部分について、伺っていきます。今の同僚議員の質問を聞いていますと、条件付き一般競争入札、あって当たり前のような発言があるんですが、これがなぜ、条件付きの一般競争入札になったのか理解が苦しむところなんですが、合

理的に説明してください。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） すみません。要綱の名前がでてこないのですが、要綱の中に、5,000万円以上は条件付き一般競争入札という項があります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） なかなか役人の答弁というのは、要を得ないんですね。ちなみに、町長に伺っておきます。自治法はどういう形で入札をしていくのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長

○町長（中澤恒喜君） それについては、ちょっとすぐには出てまいりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 長たるものが、その程度ですからなかなか事態の改善が図れないのであります。自治法によると、50万円以上の物品購入、請負工事の部分については、すみません、これは予定価格50万円以上です。一般競争入札とすると明記されております。予定価格は2億8,000万円について、なぜ条件をつけなくてはいけなかったんでしょう。その条件もまた、郡内に本店があるとかその裁量はどこで働いたんですか。これ伺いましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、郡内の建設建築業者でこのレベルに当たる新築物について、非常に技術的には持ち合わせている。というふうに判断されて行ったというふうに考えております。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、お答えしたようなことで、条件をつけるということが可能であるというふうに判断されたと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、いいですか。50万円以上の請負工事契約であるが、ここですね、技術がない人間、それは業者が受けても困るからということで、条件をつけたという解釈になります。そこまでは理解したとしましょう。50歩妥協します。いいですか。なぜ、郡内に本店があるという限定をしなくてはいけなかったのか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり、吾妻郡というひとつのまとまりの中で、この工事を成し得る

業者が存在すると判断されたわけでございます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうのことから、条件がつけられたとういことでございます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように限定することが、許されるというふうに判断されたわけ
でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、執行権者の判断というのが、自治法の規定よりは優先さ
れるという解釈のなかにあると思っていて。では、今の発言は理解ができるのですが、まあ
それはそれとしておきましょう。本来今日は入札の結果についての質疑の時間じゃないんで
す。契約の締結について承認を与えるかどうかという話なんです。よろしいですか。この契
約は、もうすでに済んでいるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 仮契約が行われております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、こういう契約の内容で契約をしたいからということが、
それが議案なんでしょうね。だとすると、議案としてその全容がここに提示されなくては
いけない。色々な問題がそこには書かれているでしょう。当然、設計図書も金額に対すると
この根拠なんですから、提示されなければいけないと思います。それを見て、我々がどうや
って判断するかということになるのだと思います。なぜその契約書、あるいは設計図書等は
議案として提示されないのか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、かつてそのようなことがなされてないというこ
とでございます。当然、閲覧の必要があれば閲覧していただけるような状況になっておりま
すので、その事によってかえているというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、そのこれだけのものを閲覧をする、設計図書を閲覧す
る。おそらく高橋設計自体、建築設計事務所がこれをCDに収めて役場に納まっていると思
うんです。それを見ることはできると思います。仕様書もこと細かく書かれてあります。い
いですか。それを住民の中に閲覧をする、閲覧をするという公布をする。そういった手続き

は済んで、それで住民の間から、有権者の間からこのものについて疑議があるという形で代議員制であるところの議会議員に、この部分については重要だから発言してくれよというような打診があって、議員みずからもそれを確認して発言する。それだけの時間的な余裕を与えたならば、その制度もいいでしょう。だとすれば、方法をまた変えてやらなければならない。それを住民参加というのだったら、それはそれで理解すると思いますよ。住民の中には1級建築士あるだろうし、土木施工管理士の人もいるだろうし、板金屋さんの方もいるだろうし、塗装屋さんの方もいます。みんなの知恵を集めればそれなりのものが出来てくると思います。そういう手法をとらず、いきなり今日、この資料として提示されたもので承認をしてくださいということは、乱暴にすぎませんか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましてはですね、設計書類の審査等、町の段階でチェックしているわけですので、その点については、そこまで皆様方に閲覧していただくなくてもご理解がいただけるというふうに判断しているわけですので。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） すみません。今の皆さん方といった表現は、どこからどこまでをききますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員さんに申し上げました。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、有権者に対しても、納税者に対しても、議会議員に対しても、お前ら四の五の言うな、黙ってこれを承認しろという態度。審査が私たちがやっているんだから、つべこべ言うなということなんです。じゃあ伺ってみます。審査したのなら伺ってみます。この図面で見ると、少なくとも屋根はかかっています。屋根材は何で行うのですか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 審査につきましては、昨年度行ったわけですので、その点につきましては、私はそこまでチェックはしておりませんでした。またですね、先ほどのような表現の仕方は非常に誤解を受けやすい表現でございますので、今後は慎んでいただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 誤解を受けやすいというのは、どういう意味なのか。私の発言が誤解をしやすいという意味。謹んでいただきたいというのだから、私はあなたに言っているんですよ、あなたの発言はそういう内容ですよと言っているんですよ。あなたの発言は誤解じゃないんですね、真意なんですね。いいですか。四の五の言うなという言い方なんですよ。この屋根材。まさか瓦じゃないですよ。体育館の屋根が瓦になるということはまず、考えられない。そうするとガリバリウム鋼板なのかステンレス鋼板なのか、塗装がフッ素樹脂になっているのか、それで単価にひびきます。伺っていきますよ。絵でいきますと、どうもガラスに色がついている。これは、ガラスだから色をつけたのか、さもなければここに、熱線反射フィルムが貼ってあるから色がついたのか、これで単価が違ってきます。いいですか、きょうび体育館というのも空調設備が入る体育館はありうる話です。この体育館に空調設備がはいっているのかどうか、色々含めて予定価格が2億8,000万ということになるんだと思います。それを何もその資料が提示できずに、2億8,000万。審査は我々がやっているんだから、議会は黙って、その問題に触れるなという発言があった。これで承認が与えられると思いますか。その発言があったら、その発言を慎めですって、少し場違いな発言を町長がなされたという話になると思うんですけども。慎めというかわりには伺っていきます。ここにステンドグラスみたいなデザインがあります。おそらくそういう設計なのでしょう。このステンドグラス、本物を入れるのですか。2億8,000万でそれが入るのですか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、かなり細部にわたりますので、お答えができません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、その発言を慎めと言った執行責任者が、どんな仕様書できてるかも、それも余りよくわからない。外観がどういう形で塗装されるのか、樹脂吹きつけになるのか、今、エポキシまではいかないな。いろいろとローラー仕上げで、シーラーはどんなシーラーを塗るのか、そこまで含めて工事になるのだと思いますよ。工事はね。そうしますと、その仕様を提示できなくて、いいですか、その後で閲覧ができるという発言でした。でも、承認を与えた後の閲覧というのは、余り意味がない。この契約金額が適正かどうか、今判断しなくてはいけない。まあいいです。ここは水かけ論なんです。では自治法がなぜ、いいですか、自治法がなぜ契約の承認ということを議会に権能を与えたかというこ

とは、どいいう解釈をしていますか。町長に伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議会の皆様が町民の代表であることだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 代表は町長なんですよ。執行権があるんですよ。いまの発言が正しいのであれば、議会の承認がいらぬんですよ。そうすると、先ほどの発言に戻るんですよ、四の五の言うな、という話なんですよ。いいですか。なぜ、自治法が議会の承認ということ、政令に振っているのですけれども、5,000万円以上の金額に対しては議会の承認を必要としたというこの制度を採用したのか。どうに解釈してますでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様の負託を得て、こちらにご出席をなさっている議会の皆様にご提示をして、ご承認を得るということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 就任間もないといことはもう許されない。いいですか。総額、特別会計まで含めて100億円。すみません。去年の決算になると150億円ぐらいにはなりますよね。この決算をあるいは予算を背負っている、あなたなんですよ。基本的に自治法の成り立ちを頭に入れておかないと大変な問題になると。常々私もそうであろうなと思っていたのですけれども、改めて勉強しなおして、いろいろ解説書を読んでみました。いいですか。第一法規から出ている、どちらかというところちょっと体制的に書かれている出版社です。その中でも、非常にラフな表現をすればと断りがきがありますけど、国と比べ地方公共団体の運営において、運営能力に不安があり、国の仕組みにはない、国にはだから国会の承認というこういうシステムはない。議会において予算案を審議することとともに、ここなんです、契約案件としてダブルチェックをかける。ですから、当然に入札及びその金額、相手方という部分ではなくて、そういった全容が、全容ではなくて、そのなんだっけ、個別の相手方が判明した段階で、その相手方とどういった契約行為に入るか、これが契約の締結の承認になる。入札の承認じゃないんですよ。これ、相手方と金額だけでオーケーがでるんだったら、入札の承認なんですよ。ところが、入札に対しては承認制度がないんですよ。そういう意味で契約の承認とは違うんですよ。いいですか。だから相手方と、今回の場合には池原工業さんと契約をしました。その契約はこういう内容になっているんですよというものが議案として提示される。これが自治法の求めるところなんじゃないかな。それはなぜかという、地方公共団体の

運営能力に不安があるからなのです。私もその不安を大いに持っているところなのです。大丈夫だろうか。いいですか。ですから、その契約の細に入った、この細かいところのチェックをするために議会がある。理解ができましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ごもったもな事だと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だとすると、今、仮契約が済んでいるそうです。こういう内容で契約を締結するんですよ。その原文がここに提示される。それで初めて審査、要するに審議の土台に乗ったということなのだと思います。早速提示してください。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、過日の議会運営委員会では、それを添付するというような指示はなかったということは、一応申し上げておきます。それを踏まえて、そちらで答弁をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までも、このような形態でご承認をいただいておりますということから、今回もこのような図面等でご承認をいたしたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 何でそうやって発言がころころ変わるんですか。先ほどはそのおっしゃる通りですという話でした。だとすれば、これから契約をするものじゃないんですよ、もうすでにしてあるという言質をもらってますので、それがここに提示されればいいのですよ。今まではこれで承認された。本来はそうじゃない思いがあるけれども、今まではこれだったから、今回はこれでいくんだ。これ、首長が変わった意味合いはどこにもなくなってくると思いますけれども。いいですか。そういう感覚を住民の中に流布されますけれども、それでよろしいでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件について、そのようなご判断をされるということは心外でございます。ほかの面で見えていただきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 慎めと言ったり、心外だと言ったり。心外なのはこっちですよ。先ほどは十分に理解できると、それが大切なことだというような発言があった。舌の根も乾かぬうちというのは、こういうことを言うんですよ。先ほど、国会も俗語を用いてなんて新聞報

道がありました。私は俗人ですから、どんどん俗語を言います。でたらめ言うんじゃないよ。これが、吾妻方言の俗語なんです。舌の根も乾かないうちということなんです。やっぱり、これは2億8,000万円というこの高額な契約です。それもまた、みんな自分たちの子弟が通う学校の設備であるということも含めてですね。ここなんです。設計図書はこうですよ。契約内容はこうなんです。それが提示されて始めて、本当言うと、こういう高額なものについては、その公示があった段階で、しばらく期間がほしい。それは住民の間で検討する。そして、その答えを付託された形で議会議員が議場で発言するという、これが望ましい姿なんだと思いますが。その議会議員にさえ、ほんの何ページかであろうこの、仮契約書と言いましたね。皆さんの言い方をすると。それすらも提示ができない。これで議案として成立したという感覚は、どうしても疑わしい。これは、ここまで、これ以上は水かけ論でありますから、時間が少々ありますので、契約の子細な内容について伺ってみます。

きょうび瑕疵担保責任が非常に重要になってきます。この瑕疵担保責任については、どういった記述があるのでしょうか。町長みずから答えてください。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですけれども、時間がありますので、ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

(午後 2時05分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 2時15分)

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

町長の答弁をお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の件です。瑕疵の件ですが、瑕疵の修補または損害賠償の請求は、物件の引渡しを受けた日から2年以内に行うということでございます。また、業者の故意または重大な過失による場合は10年間というふうに決められております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それはずいぶんまた、ゆるやかな表現になりましたね。いいですか。

法の改正により新築物件については瑕疵担保責任10年、これは重大な過失、ようするに、過失があればこれは瑕疵担保とは言わないのです、これは隠れた瑕疵ですから。いですか、予期せぬできごとに対しても責任が追及できるんだ、それで、その構造により、部位によりその責任期間がそれぞれ違ってます。だから、過失がない、重過失、故意および重過失がない部分についての瑕疵担保責任というのが2年だという表現はありえない話です。後に勉強し直してください。先ほども、言いましたように、地方公共団体の運営能力に不安があるのですよ。まさに、そこなんです。だから、そういったことが明示された、事務局でいえば仮契約書、私なりに言うると停止条件付きの契約書、そういったものがこの議場に提示されて、それを見ながら論議をするということが、正しい方法かと思うんです。先ほど、そういう話をした後、理解ができるという話でした。前言を翻しながら、今までそういったことがありません。どうも、副町長が耳元でささやいたらしい。そうなってくると、議場側から見ると、なんだか肩の上から糸が見えてくる。そういう形になります。話題を変えます。もう時間もありませんから。いいですか。ということで、債務不履行という点については、いまだかつて、その債務不履行に陥ったために発生した損害金というのが請求した事実がありますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ないように思われますが。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうことを事務局に確認しましたら、それはない。ということでした。今現在もその当時からあまり、状況は変わっていないようです。ところで、じゃその債務不履行に陥った事実というのはあったんでしょうか。確認しておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私としては、ちょっとそこら辺は、確認できません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 後で結構ですから、確認をして改めて議会に報告してください。よろしいですか。実は、これあったんだそうです。ただ、これ口頭でいついつかのどの事例という話はなかったです。聞くチャンスがなかったんです。たびたびあるんだそうですよ。た

だ、債務不履行だからということで損害金の請求はしていない。この事実はあるんです。ここですね。ちなみにその仮契約書は損害金のどのように設定してますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、事務局のほうからお答えさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 契約に際して、契約保証金をいただいております。保証協会の担保で行っております。

○議長（一場明夫君） 大図議員、内容がよくわかるようにもう一度お願いします。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） じゃ時間から省いておいて、適正な答弁が得られなかったの。いいですか。町長よく聞いておいてください。先ほども申しましたように地方公共団体の運営能力に不安があるんですよ。今まさにその不安が露呈されているんですよ。債務不履行によって発生する損害金というのはどういう設定になっていますか、と私質問しました。いいですか。そうしたら、年俸どのくらいいただいているか、やがて1,000万でしょう。その教育課長といわれている人間からですね、契約保証金は保証協会を通してますという話があった。どうやらそうなっているらしいような発言がありました。だから、実に不安があるのです。言っている意味わかります。町長自体もその部分については知らない。でもそこに仮契約書はどうも手元にあるらしい、ページ数にすると何ページもない。そういうところに明示されているんですよ。今、副町長以下読んでますから、おそらく県の用いているものそのまま、俗語で言うとパクってなんですよ。自分たちが学ばずして丸写しでそれをやっている。だから、そういった非常に重要な部分が頭に残らない。それ以前の問題で損害金というのが、どういうことを意味してるかも頭の中に入っていない。そういう人間に対して2億8,000万のものを、いいですか、町長の弁を借りれば、お前ら黙ってめくら判をしてりゃいいんだというような話。そんなことが許されるわけがない。ちなみに伺っております。損害金はどういう設定になっていますか。町長お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細部については、ここではちょっとお答えができません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これ、細部ではないのですよ。根幹なんですよ、契約の根幹。いいですか。工期遅れがでた場合に、工期遅れをさせないために比較的高額ないわゆる損害金とい

うのが設定される。ちなみに言っておきます。国土交通省が発表している標準的な契約、標準契約約款。これは多くの事業者がこれを採用しています。私もかつてその契約行為に及んだこともあります。いいですか。年率にすると、18.7%だったか、そのくらいつきます。だとすると、やっぱり、工期遅れが怖いから一生懸命やらざるを得ない、そういう意味では、ペナルティを高くしておく、こういうことなんだと思いますよ。いいですか。だから伺っておきます。これは細部じゃないんですよ、根幹なんです。この契約、要するに入札が終わった後の仮契約ですから、あなたが、町長がですねその契約書に町長印を押しているんだと思いますよ。当然にね。だからこの損害金、頭の中に入っていないといけない、重要な問題なのです。細部ではないのです。お答えください。どういう設定になっていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申しあげましたように、現在ちょっとお答えできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 町長みずから、めくら判を押したということなんですね。そう解釈せざるを得ないです。表現がまずい。いや、まずくないと思います。私、適正な表現をしていると思います。よろしいですか。それで、従前のときもそうだったのですが、県の採用している書式があって、それを送信してもらって、そしてそれを丸写しのような形で契約書を書いている。その事実がありました。これは小学校の本校舎建設のときもそうでした。ただ、金利については時勢とともにおそらく動くでしょう。いいですか。おそらく3%が内外だと思います。今現在は、ただそれは想像なので、実物見てないので、町長は実物見てるわけなのです。契約書に署名捺印してるわけですから、低いのかな、高いのかなという感覚を持たないといけません。どこが適正なのか、仮にその契約書にどの部分を書いてあるかは、いいです。問題外としておいて、覚えがないのだからしょうがないです。いくらが適正だと思いますか。お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点についてはですね、はっきりと申し上げられません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、めくら判以下の問題になります。基本的な概念がない。いいですか。町費を処分するその契約行為それについて、要するに、債務不履行が発生した場合の損害金というのがどうやって設定してくのか、違約金をどうやって設定しておくのか、その設定の仕方がどのくらいだったら適正なのかというのは概念の中に入っていないといけな

い。改めて伺います。適正な水準というのはどこなのでしょう。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さきほどお答えしたとおりでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） 度重なると表現をきつくします。そういうのを無知といいます。懲罰動議だと、それはあえて受けましょう。あなたは無知です。非常に問題がある。ちなみに地方税法では、どういう規定になってますか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それについてはちょっとお答えできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） そうすると、表現をもっときつくしましょう。無知以上のものです。

我々常に納税者として、毎年毎年、あるいは毎月その問題に直面するんです。いいですか。地方税法では債務不履行になった場合、14.4だったか7だったか、とにかくそのぐらいの高率の、いわゆるペナルティがかけられます。14.7だったと思うよ。

（「14.6」と呼ぶ者あり）

○9番（大岡広海君） 14.6%の、いいですか、延滞税がかけられます。そういった納税者の納付したお金で予算執行するのです。その業者と、業者が債務不履行になった場合、14.6%より少ない損害金の設定でしたら、住民感情がなかなか大変なものになると思いますよ。契約書というのは、やっぱりそういう形で書いていかななくてはならない、その感覚ありますか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今後の参考にさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

○9番（大岡広海君） 参考では済まされる問題じゃない。それともなんですか、伺っておきます。住民からは地方税法で決まっているから、はい、あなた税金を納めなかったから、14.6%の加算税が発生します。もしこれを納めなかったならば、財産差し押さえで強制執行します。そういう局面が訪れます。ところで、業者と色々と請負契約を結ぶについて債務不履行については3%でいいです。このような実態がある。なぜだ、いえ、あなたは町内で優秀な企業ですから、まあ、一応書いておかないと体裁が整わないから書いておきました。まあ3という形で。住民はそんなに詳しいことは知らない、議会もこんなものは提示していない

から大丈夫です。ね、問答無用なんです、何しろ私執行権者ですから。いいですか、つべこべ言うんだったら、出るところに出て判断すればいいじゃないか。そんなような態度に受け止められる。

もう一度聞いておきます。いいですか。今後の参考じゃないんです。それは必須条件である感覚を持つかもたないか、ここで答弁してください。いいですか、契約、違約金に対する、債務不履行に対する損害賠償請求の両立というのはどのように設定するのが適正なのか、その数字はどこなのか。もう一つ、今回の仮契約にはそれがきちっと明記されているかの問題点があります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘の点につきましては、今後検討させていただきます。

○9番（大図広海君） 今どうなっているかを質問して終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今後確認の上、検討させていただきます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 確認というのは、検討というのは、じゃ確認しました。かつてめくら判を押した。かつてではないですよ。ついこの間ですよ、仮契約書に判を押しているのは。よく見なかったそのところ。仮にじゃ見たと仮定しましょう。おそらく3%内外の数字が書いてあると思います。過去の事例はそうです。これのところ14.6%に書き直す用意があるんですか。伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しましたように、今後確認の上、検討いたします。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、時間があと2分ぐらいだと思います。承知の上お願いします。

○9番（大図広海君） いいですよ。じゃ確認がすぐできるでしょう。そうしたら3%と書いてあります。そうしたらそれを14.6%に訂正するのですか。その用意があるや否や。そこだけ伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、前に申しあげましたように、その事実を確認して検討の上、判断をいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 検討の上判断。判断した結果そのままいくということになれば、そのままですか。だから、そういったことには耳を貸さないというのが、今日の答弁だということによって受け取ってよろしいのだと思いますよ。そういう事実があったとすれば、それは大変で私の見落としだった。だからすぐに地方税法の規定、最低線で地方税法の規定。本当言うと国土交通省が発表しているところの標準契約約款に近いところ、年利18.6%だったか、4%だったか。それに近いところの部分について、ここなんです。設定していく、これは標準約款ですから。どんなに内輪に見たって、地方税法の基準を下回らない。これは納税者に対するエチケットでしょう。そういう議場の発言が、今後検討していく。すぐにそうにしますではないんだね。だから、納税者の立場と、契約当事者の立場は違うのだと、何が、契約当事者は町内有数の企業であり、何よりも私が大事にしている人なんです。そう解釈せざるをえない。その解釈間違いがありましたか。伺っていきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変、大図議員には細部にわたりまして色々なご指摘をいただきました。そういうものを判断、検討させていただいてですね、今後、申しましたように判断させていただきます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。
(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。
(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。
したがって、本件は可決されました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、

その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第5回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時37分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成22年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 金 澤 敏

署名議員 青 柳 はるみ

署名議員 須 崎 幸 一